

『JIOリフォームかし保険』の お申し込み前に必ずご確認ください

(「保険対象工事範囲」と「JIOリフォームかし保険に該当しない場合」へのご注意)

- 発注者と締結したリフォーム工事請負契約に係る工事が下表「保険対象工事範囲」欄の○印(太枠内)に該当する場合のみ「JIOリフォームかし保険」をお申し込みいただけます。

※ 下表で「×」印に該当する場合は「JIOリフォームかし保険」をお申し込みいただけません。その場合は「JIO大規模修繕かし保険」の申し込みをご検討ください。

- 工事請負契約ごとに保険の引き受けとなるため、リフォーム工事請負契約の一部分の工事について「JIOリフォームかし保険」を申し込みすることはできません。

例) リフォーム工事請負契約の工事範囲が「専有部分」と「共用部分」の両方である場合において、「専有部分」のみを保険対象として「JIOリフォームかし保険」を申し込みすることはできません。

住宅の種類・規模			保険対象工事範囲	
住宅の種類	総階数	延べ面積	専有部分の工事 ^{*B*C}	共用部分の工事 ^{*C}
戸建住宅 (併用住宅 ^{*A} を除く)	制限なし	制限なし	○	
共同住宅 (併用住宅 ^{*A} を含む)	階数3以下	500㎡未満	○	○
		500㎡以上	○	×
	階数4以上	500㎡未満	○	
		500㎡以上	○	

「JIO大規模修繕かし保険」の申し込みをご検討ください。

*A 「併用住宅」とは一つの住宅に店舗や事務所等の居住以外に使用する部分を含む住宅をいいます

*B 「専有部分」の工事には発注者が「専有部分」の工事と同時に発注した「共用部分(一住戸に付帯した窓、ドア、ベランダ改装等)」を含みます

*C 共同賃貸住宅は共同分譲住宅であったとした場合の「専有部分」と「共用部分」に相当する部分をいいます



JIOリフォームかし保険 保険契約申込書

《 太枠内をご記入ください 》

重要事項説明書を受領し、普通保険約款・特約の内容および個人情報の取扱いに同意し、以下により保険契約を申し込みます。

1 申込日(西暦)	20	年	月	日
-----------	----	---	---	---

☆印の項目を訂正する場合は、保険契約申込者の訂正印が必要です。

☆印の項目を訂正する場合は、 保険契約申込者の訂正印が 必要です。	2 登録事業者番号	親番号(支店番号)	枝番号	枝番号の記載がある場合は、枝番号先へ検査日の連絡をさせていただきます	4 事業者印 事業者印	
		3 登録事業者名				
		5 申込担当者	氏名	6 工事監督者		氏名
		TEL	検査予定調整担当者	TEL		

7 物件名 (工事発注者) 26文字以内	フリガナ			JIOのシステム上印字できない一部の漢字につきましては、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをさせていただきます 祐一祐 吉一吉 角一角 玉一土 廣一広 など
	8 物件住所	フリガナ	都道府県	
	9 他の瑕疵担保責任保険契約	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
				Y

11 発注者区分	<input type="checkbox"/> 宅建業者以外	<input type="checkbox"/> 宅建業者 *2	*1 過去にJIO瑕疵保証を受けている住宅は登録物件番号をご記入ください。 *2 「24.付帯する特約条項」をご参照ください
	12 増築工事特約		【申込条件Ⅱの必要記入箇所】
	<input type="checkbox"/> 付帯なし	住宅のリフォーム工事のみ	14-①、15、16、18
	<input type="checkbox"/> 付帯あり	住宅のリフォーム工事および増築工事 *3 増築工事のみ *3	14-①②③、15、16、17、18 14-①②③、17
13 新耐震基準等の充足を証する書類の建築場所 *4	*3 増築工事とは住宅の外周部の外側に基礎の新設を伴う工事をいいます。 *4 リフォーム工事に構造耐力上主要な部分に係る工事があり新耐震基準等の充足を証する書類を提出する場合のみ該当します。		

14 工事請負金額	① 工事請負金額(工事請負契約書の総額)	金(税抜)					円
	増築工事特約付帯ありの場合のみ記入	② 上記①のうち増築工事特約対象部分のみの金額	金(税抜)				円
		③ 住宅部分のリフォーム工事金額(上記①-②=③)	金(税抜)				円

15 リフォーム工事の範囲	【住宅の種類】	【階数】	【延べ面積】	【保険対象工事範囲】	共同住宅のうち延べ面積500㎡以上または総階数4以上で共用部分(構造、防水、給排水、設備、手すり)の改修工事に該当する場合はJIO大規模修繕かし保険をご利用ください
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅(併用住宅を除く)	制限なし	制限なし	制限なし	
	<input type="checkbox"/> 共同住宅(併用住宅を含む)	地上()階 地下()階	<input type="checkbox"/> 500㎡未満 <input type="checkbox"/> 500㎡以上	<input type="checkbox"/> 専有部分の工事 <input type="checkbox"/> 共用部分の工事	

16 保険金の支払限度額 ☆	保険金の支払限度額は上記14-①「工事請負金額」以上(ただし、増築工事特約を付帯する場合は14-③以上)の限度額を選択してください。ただし、「工事請負金額」が1,000万円超の場合は1,000万円を選択してください。				
	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 200万円	<input type="checkbox"/> 300万円	<input type="checkbox"/> 600万円	<input type="checkbox"/> 1,000万円

17 増築工事特約の申込条件	増築工事の延べ面積	壁芯()㎡	増築工事の階数	地上()階 地下()階
	増築工事特約の保険金の支払限度額	2,000万円	建築確認申請	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	増築工事の工法	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造

18 JIO現場検査	【リフォーム工事対象リストのB列チェック状況】	【リフォーム工事部分】	【検査数】	【必要検査】 *5 増築工事部分が4階建以上の場合はさらに防水検査が追加されます
	<input type="checkbox"/> B列で「見えなくなる」に該当する工事はない	リフォーム工事	1回	工事完了検査
		リフォーム工事+増築工事 *3	3回 *5	配筋検査+躯体検査+工事完了検査
	<input type="checkbox"/> B列で「見えなくなる」に該当する工事はある	リフォーム工事	2回	工事中検査+工事完了検査
	リフォーム工事+増築工事 *3	4回 *5	配筋検査+躯体検査+工事中検査+工事完了検査	
	増築工事のみ *3	2回 *5	配筋検査+躯体検査	

19 保険料・検査料	「保険契約申込 受理証」記載の金額	22 保険期間	(1) 構造耐力上主要な部分: 保険期間の始期から5年間、(2) 雨水の浸入を防止する部分: 保険期間の始期から5年間、(3) 上記(1)及び(2)以外の部分: 保険期間の始期から1年間、(4) 増築工事特約の構造・防水部分: 保険期間の始期から10年間
20 免責金額	1回の事故につき10万円		
21 支払方法	口座振替 注) 別の支払方法を選択の場合はJIOとの取り決めによる		
23 縮小てん補割合	80%	25 取次店	コード T 0 0 1 2 8 8 名称 木耐協 コード第HB T 6 9 7 0 0 0 1 募集人名 関 励 介
24 付帯する特約条項	故意・重過失特約(発注者が宅建業免許を保有している場合は付帯されません。(申込書11発注者区分の*2))、保険料等の口座振替に関する特約、増築工事特約(増築工事特約を付帯する場合のみ)		
26 登録物件番号	受付完了後に発行される「保険契約申込受理証」に記載の物件番号を記入し押印した本書をJIOへ郵送してください。ただし、メール添付・押印省略の場合は不要。		

保険申込必要書類一覧

必要書類のご確認

保険契約申込みは以下の表に該当する書類が必要となります。書類に不足のないよう、本紙を活用いただきご確認ください。
(不足書類がございますと、解消されるまでの期間は引受け手続きはできません。)

■ 申込時必須書類

確認	必要書類・図面	備考
<input type="checkbox"/>	保険契約申込書「JIOリフォームかし保険」	・記入方法は「解説書」をご参照ください
<input type="checkbox"/>	契約内容確認シート(写)	・工事発注者の署名または記名押印が必要です
<input type="checkbox"/>	付近見取図(案内図)	・対象住宅に目印をつけてください
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書 約款を含む全文(写)	・注文書、注文請書の場合も約款(取決め)の添付が必要です
<input type="checkbox"/>	工事見積書 詳細(写)	・工事種別、数量、使用する設備、材料、施工等の明記が必要です
<input type="checkbox"/>	リフォーム工事対象リスト *7	・A、B、C ともに該当する工事内容にチェックをご記入ください

確認	必要書類・図面	詳細
<input type="checkbox"/>	リフォーム工事部分に関する状況のわかる資料： ①～③に該当(複数の場合は全て)する工事がある場合 *7	① リフォーム工事部分が構造耐力上主要な部分である場合は当該保険対象リフォーム工事部分の構造に関する状況のわかる図面または仕様書等 *8 ② リフォーム工事部分が雨水の浸入を防止する部分である場合は当該保険対象リフォーム工事部分の防水に関する状況のわかる図面または仕様書等 *8 ③ リフォーム工事部分が上記①および②以外の部分である場合は当該保険対象リフォーム工事部分の状況のわかる図面または仕様書等 *8

*7 保険対象部分が増築工事特約のみの場合は不要

*8 工事範囲が明記されたもの

■ 該当する場合の必要書類

増築工事特約を付帯する場合

確認	必要書類・図面	備考
<input type="checkbox"/>	増築工事部分の設計図書	・別紙「増築工事特約の申込みに必要な設計図書」参照 ・既存住宅と増築部分の区分けを明示してください
<input type="checkbox"/>	建築確認申請書(写)	・第一面、第二面、第三面までの全て(建築申請を必要とする増築工事のみ)
<input type="checkbox"/>	地盤調査報告書(写)	・計測点配置図、地盤調査データ、考察が必要です ・「現地調査チェックシート」のご利用可

保険対象リフォーム工事部分に構造耐力上主要な部分がある場合 *9

新耐震基準等の充足を証する書類(以下【A】、【B】、【C】いずれか該当する方の書類)

確認	書類選択の基準	該当する書類
<input type="checkbox"/>	【A】 保険対象リフォーム工事について建築確認が必要な場合	保険対象リフォーム工事の建築確認の日付が確認できる書類(写し) 別紙「新耐震基準等の充足を証する書類一覧」【A】①～④のいずれか
	【B】 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要で、耐震性に影響のある工事を含む場合 ※リフォーム工事対象リスト「C列・耐震性に影響のある工事を含む」(影響ある)に チェックがある場合 が該当となります	保険対象リフォーム工事後の住宅について耐震性の有無が確認できる書類(写し) 別紙「新耐震基準等の充足を証する書類一覧」【B】①②のいずれか
	【C】 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要で、耐震性に影響のない工事のみの場合 ※リフォーム工事対象リスト「C列・耐震性に影響のある工事を含まない」(影響ない)のみに チェックがある場合 が該当となります	保険対象リフォーム工事を実施する前の最新の建築確認の日付が確認できる書類(写し)、または、耐震性の有無が確認できる書類(写し) 別紙「新耐震基準等の充足を証する書類一覧」【C】①～⑯のいずれか
《注意》 新耐震基準等の充足を証する書類と保険申込住宅が同一であることが判別できない場合は保険申込者(被保険者)より同一住宅であることの申告書(保険契約申込者の記名・押印が必要)をご提出いただく場合がございます。		
・住所が異なる場合(住居表示と地番の差異など)		⇒ 「13.新耐震基準等の充足を証する書類の建築場所」欄にてご申告ください
・延べ面積、階数、構造等が異なる場合		⇒ 相違する理由を明記した申告書を作成してご申告ください

*9 構造耐力上主要な部分がある場合とは：別紙「リフォーム工事対象リスト」の「構造耐力上主要な部分に係る工事」A列にチェックを付ける工事がある場合に該当します

リフォーム事業者選択支援サイト割引を希望する場合

確認	必要書類・図面	備考
<input type="checkbox"/>	サイト事業者登録証(写し)	・有効期限内のものに限ります ・保険申込みごとに本証の添付が必要です

新耐震基準等の充足を証する書類一覧

保険対象となるリフォーム工事に「構造耐力上主要な部分」の工事を含む場合は、保険申込時に工事の内容等に応じて下記いずれかの書類が必要となります。

■【A】保険対象リフォーム工事について建築確認が必要な場合

保険対象リフォーム工事の建築確認の日付が確認できる書類として以下①～④のいずれか

	主な書類	確認内容	書類の種類
①	建築確認済証	保険対象リフォーム工事の建築確認であること	建築基準法の規定に基づく建築確認済証
②	建築確認証明書(建築物確認証明書)		
③	建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書(建築確認記載事項証明)		
④	建築計画概要書		

■ 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要な場合は下記【B】または【C】のいずれか該当するもの

【B】耐震性に影響のある工事を含む場合

保険対象リフォーム工事後の住宅について耐震性の有無が確認できる書類として以下①、②のいずれか

	主な書類	確認内容(基準の詳細は下記★参照)
①	リフォーム工事後の住宅が平成18年国交省告示第185号の基準に該当する診断基準にしたがって診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅱ.の基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
②	上記以外でリフォーム工事後の住宅が下記Ⅰ.またはⅡ.のいずれかの基準に適合していることを証する書類(建築士の記名・押印があるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅰ.またはⅡ.のいずれかの基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
<p>★適合を確認する基準 詳細</p> <p>Ⅰ. 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に規定する基準</p> <p>Ⅱ. 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示185号)(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等</p>		

【C】耐震性に影響のない工事のみの場合

保険対象リフォーム工事を実施する前の最新の建築確認の日付または耐震性の有無が確認できる書類として以下①～⑬のいずれか
建築確認の日付が確認できる書類(保険対象リフォーム工事を実施する前の最新のもの)

	主な書類	確認内容	書類の種類
①	建築確認通知書	建築確認の日付が昭和56年6月1日以降であること	建築基準法の規定に基づく建築確認済証、検査済証または特定行政庁が交付する建築確認等に係る記録を証明する書類
②	建築確認済証		
③	検査済証		
④	検査済証名義変更届(建築主変更届)		
⑤	基準法第18条第3項の規定に適合する旨の通知書		
⑥	建築確認証明書(建築物確認証明書)		
⑦	建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書(建築確認記載事項証明)		
⑧	建築計画概要書		
⑨	公庫融資設計審査に関する通知書	合格年月日の日付が昭和56年6月1日以降であること	住宅金融公庫の融資を受けたことがわかる書類
⑩	公庫融資現場審査に係る通知書〔竣工時〕	合格年月日の日付が昭和58年4月1日以降であること	
⑪	登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)	公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降であること	
⑫	建設住宅性能評価書(新築)		
⑬	住宅瑕疵担保責任保険の保険証券、または、付保証明書		

耐震性の有無が確認できる書類(保険対象リフォーム工事を実施する前の最新のもの)

	主な書類	確認内容(基準の詳細は下記★参照)
⑭	耐震基準適合証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅰ.からⅢ.までのいずれかの基準に適合していることがわかること ・建築士の記名・押印があること
⑮	住宅耐震改修証明書	
⑯	固定資産税減額証明書	
⑰	平成18年国交省告示第185号の基準に該当する診断基準にしたがって診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅱ.の基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
⑱	既存住宅に係る住宅性能評価書	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅲ.の基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止))に係る評価が等級1以上であること
⑲	上記以外で下記Ⅰ.からⅢ.までのいずれかの基準に適合していることを証する書類(建築士の記名・押印があるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記Ⅰ.からⅢ.までのいずれかの基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
<p>★適合を確認する基準 詳細</p> <p>Ⅰ. 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に規定する基準</p> <p>Ⅱ. 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示185号)(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等</p> <p>Ⅲ. 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1-1(4)イおよびロに規定する基準</p>		